

○滝川市の規則の準用に関する規則

昭和56年10月1日
規則 第1号

滝川市の規則の準用に関する規則（昭和46年滝川市ほか2町衛生施設組合規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 中空知衛生施設組合の運営については、他に特別の定めのあるものを除くほか、滝川市規則を準用する。

（準用規定）

第2条 準用する滝川市規則は、次に掲げるとおりとする。

- （1）臨時的任用職員取扱規則（昭和57年滝川市規則第40号）
- （2）職員の分限及び懲戒に関する条例施行規則（昭和51年滝川市規則第44号）
- （3）滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成13年滝川市規則第7号）
- （4）職員の育児休業等に関する規則（平成4年滝川市規則第11号）
- （5）一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和46年滝川市規則第20号。第24条及び第25条の規定を除く。）
- （6）職員等の旅費に関する条例施行規則（平成11年滝川市規則第8号）
- （7）議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和48年滝川市規則第47号）
- （8）「財政事情」の作成及び公表に関する条例施行規則（昭和46年滝川市規則第34号）
- （9）滝川市財務規則（昭和55年滝川市規則第34号）
- （10）滝川市会計管理者の補助組織設置及び事務分掌等に関する規則（平成3年滝川市規則第8号）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（平成4年12月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第1号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月2日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し改正後の滝川市の規則の準用に関する規則の規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月7日規則第5号）

この規則は、平成13年12月7日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（収入役の職務を代理する吏員指定に関する規則の廃止）

2 収入役の職務を代理する吏員指定に関する規則（平成3年滝川市ほか2町衛生施設組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成19年4月1日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。